

平成18年5月24日  
ニッセイ同和損害保険株式会社  
取締役社長 立山 一郎  
(コード番号 8759)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

当会社に設置する機関を定めるため、定款第4条(機関)として新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、定款第7条(株券の発行)として新設するものであります。

単元未満株式についての権利を定めるため、定款第10条(単元未満株式についての権利)として新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主の皆様提供したものとみなす対応ができるよう、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)として新設するものであります。

必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により、取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款第26条(取締役会の決議の省略)として新設するものであります。

社外取締役及び社外監査役の招聘に資するよう、定款第28条(社外取締役の責任限定契約)及び定款第35条(社外監査役の責任限定契約)として新設するものであります。なお、定款第28条の規定新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で用いられる用語に変更するものであります。

- (2) 公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を明確にするため、現行定款第四条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数枠を縮小し、取締役会長及び取締役社長以外の役付取締役を廃止するため、現行定款第十三条（員数）及び第十八条（代表取締役及び役付取締役）について所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記各変更に伴い全条文を見直し、一部条文の新設及び削除、数字の表記の変更並びに一部表現の変更等を行うとともに、条数の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日           平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）

定款変更の効力発生日                   平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第一章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第 一 条 当社は、ニッセイ同和損害保険株式会社と称する。	第 1 条 (現行どおり)
2 英文では Nissay Dowa General Insurance Company, Limited と表示する。	2 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 二 条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
一 損害保険業	( 1 ) (現行どおり)
二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他前号の業務に付随する業務	( 2 ) (現行どおり)
三 国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務	( 3 ) (現行どおり)
四 前各号のほか、保険業法その他の法律により損害保険会社が行うことのできる業務	( 4 ) (現行どおり)
五 その他前各号の業務に付帯又は関連する事項	( 5 ) (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 三 条 当社は、本店を大阪市に置く。	第 3 条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	( 1 ) 取締役会
	( 2 ) 監査役
	( 3 ) 監査役会
	( 4 ) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第 四 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第二章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式)	(発行可能株式総数)
第 五 条 当社が発行する株式の総数は七億株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。
(新設)	(株券の発行)
	第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第五條の二 当社は、商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現行定款	変更案
<p>(一単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第六条</u> 当社の<u>一単元の株式の数</u>は、<u>一千株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>一単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しないものとする。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第六条の二</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>単元未満株式の数と併せて一単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第六条の三</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の<u>株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)</u>並びに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人において取り扱い、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第七条</u> 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第八条</u> 当社は、<u>毎年三月三十一日現在最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告の上、一定の日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないものとする。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の<u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> 当社の<u>株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する<u>取扱い、手数料及び株主の権利行使の手続は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削る)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第三章 株主総会</b></p> <p>(総会の招集)</p> <p><u>第九条</u> 定時総会は、毎年四月一日から四か月以内に招集し、臨時総会は、必要あるごとに、随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(総会の議長)</p> <p><u>第十条</u> 総会の議長は、取締役社長これに任ずる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役中の一名これに任ずる。取締役すべてに事故あるときは、出席株主中から、これを選任することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p><u>第十一条</u> 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第三百四十三条に定める特別決議は、総株主の議決権の<u>三分の一</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の<u>三分の二</u>以上をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第十二条</u> 株主又はその法定代理人は、議決権を行使することができる当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p><u>第十三条</u> 当会社に、取締役<u>二十五名</u>以内を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(招集)</p> <p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から<u>4か月</u>以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるごとに随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月<u>31日</u>とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>三分の1</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の<u>三分の2</u>以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p><u>第20条</u> 当会社に、取締役<u>15名</u>以内を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任)  <b>第十四条</b> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の三分の二以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)  <b>第十五条</b> 取締役の任期は、<u>就任後一年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終了したときに満了する。</u></p> <p>(補欠選任)  <b>第十六条</b> 取締役に欠員を生じたときにおいても、<u>法定の員数を欠かない場合は、補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(取締役会)  <b>第十七条</b> 取締役会を招集するには、会日から<u>三日前までに、各取締役及び各監査役に対し、その通知を発するものとする。</u></p> <p>2 取締役会に関する事項は、法令又は定款で定められた事項のほか、<u>取締役会の定める取締役会規則による。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <b>第十八条</b> 取締役会は、その決議をもって、<u>会社を代表する取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役会長、取締役社長各一名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役)  <b>第十九条</b> 取締役会は、その決議をもって、<u>相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬)  <b>第二十条</b> 取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会において定める。</u></p>	<p>(選任方法)  <b>第21条</b> (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の二以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)  <b>第22条</b> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(取締役会)  <b>第23条</b> 取締役会を招集するには、会日から<u>3日前までに各取締役及び各監査役に対し、その通知を発するものとする。</u></p> <p>2 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <b>第24条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役)  <b>第25条</b> 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  <b>第26条</b> 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)  <b>第27条</b> 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第二十一条 当会社に、監査役<u>五名以内</u>を置く。</p> <p>(選 任)</p> <p>第二十二条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の三分の一以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第二十三条 監査役の任期は、<u>就任後四年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会が終結したときに満了する。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>(補欠選任)</p> <p>第二十四条 監査役に欠員を生じたときにおいて、<u>法定の員数を欠かない場合は、補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第二十五条 監査役会を招集するには、会日から<u>三日</u>前までに、各監査役に対し、その通知を発するものとする。</p> <p>2 監査役会に関する事項は、<u>法令又は定款で定められた事項</u>のほか、<u>監査役会の定める監査役会規則</u>による。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第二十六条 監査役は、<u>その互選</u>をもって、常勤の監査役若干名を定める。</p> <p>2 監査役は、<u>その互選</u>をもって、常任監査役若干名を定めることができる。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第二十七条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p style="text-align: center;">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 29 条 当会社に、監査役 <u>5 名以内</u>を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 32 条 監査役会を招集するには、会日から <u>3 日</u>前までに各監査役に対し、その通知を発するものとする。</p> <p>2 監査役会に関する事項は、<u>法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則</u>による。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2 監査役会は、<u>その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第二十八条</u> 当会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。</p> <p>(配当金の支払)</p> <p><u>第二十九条</u> 株主配当金は、毎年三月三十一日現在最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、登録質権者又は受託者に支払う。</p> <p><u>2 株主配当金の支払確定の日から満三年を経過して、なお受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>3 株主配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第 35 条</u> 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 36 条</u> 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(配当金の支払)</p> <p><u>第 37 条</u> 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日現在最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条</u> 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2 期末配当金には利息をつけない。</u></p>